長」という。）から、八ッ場ダム本体建設工事に係る異工種建設工事共同企業体（以下「異工種ＪＶ」という。）としての競争参加者の資格（以下「異工種ＪＶとしての資格」という。）の認定を受けている者であること。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における一般土木工事及び機械設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

③　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（②の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

④　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑤　平成10年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。

㈠　単独又はＪＶ代表者として施工した、ＲＣＤ工法又は拡張レア工法による堤高70m以上の重力式コンクリートダム本体工事であること。

㈡　ダム用水門設備でのラジアルゲート、又はダム用水門設備での設計水深25m以上のローラーゲートについて、ゲート設備全体のシステム設計を行い、主要機器（開閉装置を除く）を自社工場にて製作し、設備全体を施工した工事であること。

㈢　ダム用水門設備での選択取水設備について、ゲート設備全体のシステム設計を行い、主要機器（開閉装置を除く）を自社工場にて製作し、設備全体を施工した工事であること。

ただし、上記㈠、㈡及び㈢は同一工事でなくてもよい。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記㈠、㈡及び㈢の施工実績を有し、他の構成員は、下記㈣及び上記㈡、又は下記㈣及び上記㈢の施工実績を有すること。

㈣　堤高30m以上のコンクリートダム本体工事であること。

ただし、上記㈠、㈡、㈢及び㈣は、同一工事でなくてもよい。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑥　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑦　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑧　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

なお、異工種ＪＶにより参加する者は、担当工事分野ごとに主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　単体または一般土木工事を担当する異工種ＪＶの構成員の配置予定技術者は、ダム工事統括管理技術者又はこれと同等以上の資格を有すること。

③　平成10年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。

１）単体による参加申請者の配置予定技術者は、１人の者が下記㈠及び㈡、又は㈠及び㈢の施工経験を有すること。

㈠　単独又はＪＶ代表者として施工した、ＲＣＤ工法又は拡張レア工法による堤高70m以上の重力式コンクリートダム本体工事であること。

㈡　ダム用水門設備でのラジアルゲート、又はダム用水門設備での設計水深25m以上のローラーゲートの工事であること。

㈢　ダム用水門設備での選択取水設備の工事であること。

ただし、上記㈠、㈡及び㈢は同一工事でなくてもよい。

複数の技術者を同時に申請する場合は、申請する全ての者が上記の工事経験を有すること。

なお、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任（監理）技術者が上記㈠及び㈡、又は㈠及び㈢の施工経験を有すること。

ただし、上記㈠、㈡及び㈢は同一工事でなくてもよい。

２）異工種ＪＶを２社で構成する場合における構成員の配置予定技術者は下記の施工経験を有すること。

㈠　一般土木工事を担当する主任（監理）技術者は、上記⑵③１）㈠の施工経験を有すること。

複数の技術者を同時に申請する場合は、申請する全ての者が上記の工事経験を有すること。

㈡　機械設備工事を担当する主任（監理）技術者は、上記⑵③１）㈡又は㈢の施工経験を有すること。

複数の技術者を同時に申請する場合は、申請する全ての者が上記の工事経験を有すること。

３）異工種ＪＶを３社で構成する場合における構成員の配置予定技術者は、下記の施工経験を有すること。

㈠　一般土木工事を担当する構成員のうち１社の主任（監理）技術者が、上記⑵③１）㈠の施工経験を有すること。

複数の技術者を同時に申請する場合は、申請する全ての者が上記の工事経験を有すること。

㈡　機械設備工事を担当する構成員のうち１社の主任（監理）技術者が上記⑵③１）㈡又は㈢の施工経験を有すること。

複数の技術者を同時に申請する場合は、申請する全ての者が上記の工事経験を有すること。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑶　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（詳細は入札説明書参照。）。